

令和4年度における東北地区の下請法の運用状況等について

令和5年6月20日
公正取引委員会事務総局
東北事務所

第1 下請法の運用状況

1 定期調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、東北事務所管内（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者4,304名（製造委託等^(注1)2,571名、役務委託等^(注2)1,733名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者12,896名（製造委託等9,231名、役務委託等3,665名）を対象に実施した。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 定期調査の実施状況

年 度	区 分	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
		全 国	東 北	全 国	東 北
令和4年度		70,000	4,304	300,000	12,896
	製造委託等	37,993	2,571	176,799	9,231
	役務委託等	32,007	1,733	123,201	3,665
令和3年度		65,000	3,794	300,000	11,000
	製造委託等	37,280	2,335	169,318	7,212
	役務委託等	27,720	1,459	130,682	3,788
令和2年度		60,000	3,700	300,000	11,000
	製造委託等	36,128	2,273	196,879	7,916
	役務委託等	23,872	1,427	103,121	3,084

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は397件（製造委託等248件、役務委託等149件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った定期調査によるものが396件（製造委託等247件、役務委託等149件）、下請事業者等からの申告によるものが1件（製造委託等1件、役務委託等0件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は399件（製造委託等249件、役務委託等150件）であり、このうち396件（製造委託等246件、役務委託等150件）について違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新規着手件数 ^(注)				処 理 件 数				
		定期調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措 置			不問	計
						勧告	指導	小計		
令和4年度	全国	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757
	東北	396	1	0	397	0	396	396	3	399
製造委託等	全国	5,063	44	0	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
	東北	247	1	0	248	0	246	246	3	249
役務委託等	全国	3,125	35	0	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393
	東北	149	0	0	149	0	150	150	0	150
令和3年度	全国	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100
	東北	380	2	0	382	0	380	380	0	380
製造委託等	全国	5,384	61	1	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
	東北	242	2	0	244	0	243	243	0	243
役務委託等	全国	2,985	33	0	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838
	東北	138	0	0	138	0	137	137	0	137
令和2年度	全国	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333
	東北	373	6	0	379	0	380	380	3	383
製造委託等	全国	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
	東北	251	5	0	256	0	257	257	3	260
役務委託等	全国	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851
	東北	122	1	0	123	0	123	123	0	123

(注) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で636件となっており、このうち、製造委託等に係るものが387件、役務委託等に係るものが249件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は347件（類型別件数の合計の54.6%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが209

件、役務委託等に係るものが138件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は289件（類型別件数の合計の45.4%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が137件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の47.4%）、②買ったたきが66件（同22.8%）、③下請代金の減額が58件（同20.1%）等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は178件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が91件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の51.1%）、②下請代金の減額が36件（同20.2%）、③買ったたきが32件（同18.0%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は111件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が46件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の41.4%）、②買ったたきが34件（同30.6%）、③下請代金の減額が22件（同19.8%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区分 年度		手続規定違反			実体規定違反												合計
		書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	苦付困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
令和4年度	全国	6,697	834	7,531	49	4,069	1,273	22	913	50	71	225	349	73	4	7,098	14,629
	東北	310	37	347	0	137	58	2	66	3	4	4	13	2	0	289	636
製造委託等	全国	4,271	492	4,763	36	2,273	860	19	524	31	61	211	278	52	3	4,348	9,111
	東北	191	18	209	0	91	36	2	32	2	3	4	8	0	0	178	387
役務委託等	全国	2,426	342	2,768	13	1,796	413	3	389	19	10	14	71	21	1	2,750	5,518
	東北	119	19	138	0	46	22	0	34	1	1	0	5	2	0	111	249
令和3年度	全国	5,401	732	6,133	48	4,900	1,195	11	866	48	72	293	332	101	12	7,878	14,011
	東北	270	49	319	2	240	57	0	46	1	1	9	13	5	0	374	693
製造委託等	全国	3,703	450	4,153	40	2,909	826	9	493	29	62	282	290	79	9	5,028	9,181
	東北	179	26	205	1	144	30	0	23	0	1	9	12	3	0	223	428
役務委託等	全国	1,698	282	1,980	8	1,991	369	2	373	19	10	11	42	22	3	2,850	4,830
	東北	91	23	114	1	96	27	0	23	1	0	0	1	2	0	151	265
令和2年度	全国	6,003	934	6,937	40	4,738	1,471	15	830	76	78	314	297	120	0	7,979	14,916
	東北	267	49	316	2	242	71	1	50	4	2	8	13	2	0	395	711
製造委託等	全国	4,181	612	4,793	36	2,881	1,072	15	497	47	72	303	255	89	0	5,267	10,060
	東北	184	36	220	2	154	53	1	26	2	2	8	9	0	0	257	477
役務委託等	全国	1,822	322	2,144	4	1,857	399	0	333	29	6	11	42	31	0	2,712	4,856
	東北	83	13	96	0	88	18	0	24	2	0	0	4	2	0	138	234

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務の違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和4年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者2名^(注)から、下請事業者23名^(注)に対し、遅延利息の支払について、総額8万円の原状回復が行われた(第4表参照)。

(注) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

第4表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った	支払を受けた	支払の年度総額 (原状回復額) ^(注)
		親事業者数	下請事業者数	
令和4年度	全国	95名	1,836名	1億4064万円
	東北	2名	23名	8万円
令和3年度	全国	105名	2,970名	1億2035万円
	東北	2名	13名	31万円
令和2年度	全国	126名	2,340名	9364万円
	東北	7名	60名	558万円

(注) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。

第2 中小事業者等の取引公正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制(以下「下請法等」という。)に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和4年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習

(1) 基礎講習

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習を実施している。

令和4年度においては、東北事務所では1回の講習を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化の推進に関する講習を実施するなどの普及啓発活動を実施している。

令和4年度においては、各種媒体を通じた広報やポスターの掲示に加え、下請取引適正化推進講習会テキストの内容を繰り返し習得できる動画を配信した。

2 下請法等に係る相談

(1) 相談受付

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和4年度においては、東北事務所では232件の相談に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

公正取引委員会では、下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

令和4年度においては、東北事務所では3回実施した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和4年度における東北事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は17名である。

令和4年度においては、8月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体等が開催する研修会等に出講している。

令和4年度においては、東北事務所では3回の出講を実施した。

令和4年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 放送番組等の制作を下請事業者に委託しているA社は、下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に延期することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、下請事業者に対し、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ② テレビコマーシャルの撮影等を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由として、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定めた支払期日までに下請代金を支払っていなかった。
- ③ ウェブサイトの制作を下請事業者に委託しているC社は、委託元の検査が終了していないことを理由として、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定めた支払期日までに下請代金を支払っていなかった。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- プライベートブランド商品の製造を下請事業者に委託しているD社は、「センターフィー」として、自社の各店舗への配送が不要な自社サイト販売用の商品にかかる物流費を下請代金の額から減じていた。

3 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）

- ① 食品の製造を下請事業者に委託しているE社は、当初の見積時点での量産期間が終了し発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めていた。
- ② 貨物の運送等を下請事業者に委託しているF社は、自らの予算単価のみを基準として、一方的に通常の単価より低い単価で下請代金の額を定めていた。
- ③ ラベル等の製造を下請事業者に委託しているG社は、原材料価格等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。

4 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）

- 環境調査等を下請事業者に委託するH社は、下請事業者に対し、自社の事務処理上の都合により、自社が指定する様式の伝票の利用を要請し、当該伝票を購入させていた。

5 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）

- 食品の製造を下請事業者に委託しているI社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているところ、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、当該原材料の対価を支払わせていた。

6 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

- ① 環境調査等を下請事業者に委託するJ社は、下請事業者に対し、自社の催事に対する協賛金の提供を要請し、下請代金の額に一定率を乗じて得た額及び一定額を提供させていた。

- ② 板金加工を下請事業者に委託しているK社は、自社が所有権を持つ金型を下請事業者に貸与して製品の製造を委託しているところ、当該金型を用いた加工の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に当該金型を無償で保管させていた。